

# 民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準(平成15年総務省訓令第9号)

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 一般信書便事業
  - 第1節 事業の許可(第3条・第4条)
  - 第2節 事業計画の変更の認可(第5条)
  - 第3節 事業の譲渡し及び譲受けの認可(第6条)
  - 第4節 法人の合併及び分割の認可(第7条)
  - 第5節 事業の相続の認可(第8条)
  - 第6節 事業の休止及び廃止の許可並びに法人の解散の認可(第9条・第10条)
  - 第7節 信書便約款の認可・変更の認可(第11条・第12条)
  - 第8節 信書便管理規程の認可・変更の認可(第13条・第14条)
  - 第9節 信書便の業務の一部の委託の認可(第15条・第16条)
  - 第10節 他の一般信書便事業者との協定等の認可(第17条・第18条)
  - 第11節 外国信書便事業者との協定等の認可(第19条・第20条)
- 第3章 特定信書便事業
  - 第1節 事業の許可(第21条・第22条)
  - 第2節 事業計画の変更の認可(第23条)
  - 第3節 事業の譲渡し及び譲受けの認可(第24条)
  - 第4節 法人の合併及び分割の認可(第25条)
  - 第5節 事業の相続の認可(第26条)
  - 第6節 信書便約款の認可・変更の認可(第27条)
  - 第7節 信書便管理規程の認可・変更の認可(第28条)
  - 第8節 信書便の業務の一部の委託の認可(第29条)
  - 第9節 他の一般信書便事業者との協定等の認可(第30条)
  - 第10節 外国信書便事業者との協定等の認可(第31条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この訓令は、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく許可及び認可に係る審査基準を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)をいう。
- (2) 施行規則 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号)をいう。

## 第2章 一般信書便事業

### 第1節 事業の許可

(趣旨)

第3条 法第6条の規定による一般信書便事業の許可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第4条 許可は、法第7条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

#### (1) 信書便物の引受けの方法

##### ア 信書便差出箱の構造及び外観

- (ア) 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
- (イ) 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。
- (ウ) 外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。
- (エ) 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

##### イ 信書便差出箱の設置の方針

- (ア) 人口一人当たりの信書便差出箱の最低設置数が、次に掲げる市町村又は東京都の特別区の区分ごとに定められた率以上であること
  - A 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市 0.0005
  - B 人口が10万人以上である市(Aに該当するものを除く。) 0.0006
  - C 人口が2万5千人以上10万人未満である市町村(Eに該当するものを除く。) 0.0008
  - D 人口が2万5千人未満である市町村(Eに該当するものを除く。) 0.0012
  - E 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 0.0019
- (イ) 信書便差出箱の設置場所の決定方針が、次のいずれにも適合していること。
  - A 各市町村内及び各特別区内の人口分布状況その他の事情から判断して、信書便差出箱の設置場所が偏ったものでないこと。
  - B 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置するものであること。

ウ 信書便差出箱以外の引受けの方法

信書便差出箱を設置した上で、それ以外の方法によっても信書便物を引き受ける場合は、当該信書便物の引受けの方法が、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

(2) 信書便物の配達の方法

ア 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合は、その日が次に掲げる日に該当すること。

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日まで

(ウ) 一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合は、当該曜日((ア)及び(イ)に掲げる日を除く。)

イ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合は、次に定める場合に限るものであること。

(ア) 特に交通困難であるため周年又は一定期間内あて所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合

(イ) 郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第11条で定める建築物に在る者にあてて差し出された場合

(ウ) 同一建物内又は同一構内に在る者にあてて差し出された場合(当該建物又は構内の管理者の事務所又は受付に配達することが可能な場合に限る。)

(エ) 咬癖のある犬その他人に危害を与える動物をその建物の敷地内において飼育し、又はその活動を放置しているため、信書便の業務に従事する者の身体に危害の及ぶおそれがある場合において、その危険を防止する相当の措置が講ぜられないとき

(オ) 天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により配達することができない地域にあてて差し出された場合

(カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、信書便物をそのあて所に配達しないことにつき相当の事由がある場合

(3) 一般信書便物の送達日数

ア 信書便物の送達に利用できる交通手段が1日に1回以上ない離島から差し出され、又は当該離島にあてて差し出される場合は、2週間以内であること。

イ ア以外の離島から差し出され、又は当該離島にあてて差し出される場合は、5日以内であること。

ウ ア及びイ以外の場合は、3日以内であること。

(4) 事業収支見積書

ア 開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること。

イ 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。

(5) 信書便管理規程の概要

ア 信書便の業務を管理する者(以下「信書便管理者」という。)の事業場ごとの選任及び職務の概要が明確に記載され、かつ、職務に信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理が含まれていること。

イ 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法の概要が明確に記載されていること。

ウ 事故若しくは犯罪行為が発生した場合又は犯罪捜査に協力を求められた場合に、信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき措置の概要が明確に記載されていること。

エ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の概要が明確に記載されていること。

(6) 業務の一部の委託

信書便の業務の一部を委託する場合は、次のいずれにも適合していること。

ア 信書便の業務の一部を委託する方が自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。

イ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密の保護が確保されているものであること。

ウ 当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。

エ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託するものではないこと。

(7) 他の一般信書便事業者等との協定又は契約

ア 他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、次のいずれにも適合していること。

(ア) 当該協定又は契約を締結する方が自ら当該協定又は契約に係る業務を実施するより経済的であることその他の当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。

(イ) 当該協定又は契約の内容が一般信書便役務を提供するためのものではないこと。

イ 外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、次のいずれにも適合していること。

(ア) 当該協定又は契約において信書の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。

(イ) 当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。

(ウ) 法第3条第4号に規定する信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域（関税法（昭和29年法律第61号）第29条に規定する保税地域をいう。第20条第4号において同じ。）が明確に定められているものであること。

(エ) 当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約（平成12年条約第9号）により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

(8) 行政庁の許可等

信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手

段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。この場合においては、当該許可等を受けることを本件許可の停止条件とすること。

(9) 資金計画

ア 事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。

イ 資金の調達に明確な裏付けがあること。

(10) 国際信書便の役務

外国において信書の送達の事業を行う場合は、当該事業に係る事業者が、当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。

第2節 事業計画の変更の認可

(審査基準)

第5条 法第12条第1項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第3節 事業の譲渡し及び譲受けの認可

(審査基準)

第6条 法第13条第1項の認可については、事業の全部を対象とした譲渡し及び譲受けに限り本章第1節の規定を準用する。

第4節 法人の合併及び分割の認可

(審査基準)

第7条 法第13条第2項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第5節 事業の相続の認可

(審査基準)

第8条 法第14条第1項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第6節 事業の休止及び廃止の許可並びに法人の解散の認可

(趣旨)

第9条 法第15条第1項の許可又は同条第2項の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第10条 許可又は認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 許可を受けようとする者の事業の全部を休止し、又は廃止するものであること。

(2) 当該事業の休止若しくは廃止又は法人の解散後に信書便差出箱に信書便物が差し出されることのないよう必要な措置を講じること。

(3) 当該事業の休止若しくは廃止又は法人の解散までに引き受けたすべての信書便物の配達その他の処理を完了すること。

(4) 前2号に掲げるもののほか、事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがないこと。

第7節 信書便約款の認可・変更の認可

(趣旨)

第11条 法第17条第1項の規定による信書便約款の認可又は変更の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第12条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 役務の名称及び内容

提供する役務の内容が明確に定められていること。

(2) 引受けの条件

ア 信書便物として差し出すことができない物（法第47条第1項各号に定めるものに限る。）、信書便物の大きさ及び重量の制限、包装の方法、あて名の記載方法並びに引受けの場所が適正かつ明確に定められていること。

イ 次に掲げる事項が定められていること。

(ア) 信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができること並びに当該信書便物がアの信書便物として差し出すことができない物を内容として差し出された疑いがある場合は、郵便法（昭和22年法律第165号）第40条（第1項を除く。）に定める措置と同様の措置をとることができること。

(イ) 取扱中に係る信書便物がアの信書便物として差し出すことができない物を内容として差し出された疑いがある場合は、郵便法第41条に定める措置と同様の措置をとることができること。

(3) 配達の方法

ア 配達を行わない日、あて所に配達しない場合の条件及びその場合の配達方法が明確に定められ、かつ、事業計画に適合していること。

イ 誤配達をし、その旨の通知を受けた場合に速やかに当該信書便物を引き取った上で受取人たるべき者に配達すること、及び誤配達の際の表示のある信書便物を信書便差出箱から取り集めた場合にも同様の措置をとることが定められていること。

(4) 転送及び還付の条件

転送及び還付の条件が明確に定められ、かつ、それらの条件に該当する場合は速やかに転送及び還付を行うことが定められていること。

(5) 送達日数

送達日数が明確に定められ、かつ、事業計画に適合していること。

(6) 料金の收受及び払戻しの方法

料金の收受及び払戻しの方法が明確に定められ、かつ、それらの方法が利用者の利便に配慮したものであること。

(7) 送達責任の始期及び終期

送達責任の始期及び終期が明確に定められていること。

(8) 損害賠償の条件

損害賠償の条件が明確に定められ、かつ、消費者契約法（平成12年法律第61号）第8条及び第9条の規定に抵触しないものであること。

(9) その他信書便約款の内容として必要な事項

他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結して信書の送達の事業を行う場合は、当該協定又は契約に係る役務の責任に関する事項が明確に定められていること。

(10) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

#### 第8節 信書便管理規程の認可・変更の認可

(趣旨)

第13条 法第22条第1項の規定による信書便管理規程の認可又は変更の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第14条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 信書便管理者の選任等

ア 信書便管理者が、事業場ごとに信書便の業務の管理責任を果たすことのできる役職者から選任されるものであること。

イ 信書便管理者の職務内容が、信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理を含め、明確に定められていること。

(2) 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められていること。

(3) 事故発生時等の措置

ア 事故若しくは犯罪行為が発生した場合又は犯罪捜査に協力を求められた場合に、信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき措置の具体的内容が明確に定められていること。

イ 取扱中に係る信書便物又は信書便物以外の物に対する押収等の捜査が行われる場合に、信書便物と信書便物以外の物を物理的に容易かつ明確に区分できる体制が確保されていること。

ウ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第222条の規定に基づき、捜査機関が信書便物を押収する場合には、押収対象物を選別し、捜査機関に提供する旨定められていること。

(4) 教育及び訓練

信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の内容が明確に定められていること。

(5) その他当該一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適切なものであること。

#### 第9節 信書便の業務の一部の委託の認可

(趣旨)

第15条 法第23条第1項の規定による信書便の業務の一部の委託の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第16条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 信書便の業務の一部を委託する方が自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。

(2) 当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密の保護が確保されている

ものであること。

- (3) 当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- (4) 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託するものではないこと。

#### 第10節 他の一般信書便事業者との協定等の認可

(趣旨)

第17条 法第24条第1項の規定による他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第18条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

- (1) 当該協定又は契約を締結する方が自ら当該協定又は契約に係る業務を実施するより経済的であることその他の当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
- (2) 当該協定又は契約の内容が一般信書便役務を提供するためのものではないこと。

#### 第11節 外国信書便事業者との協定等の認可

(趣旨)

第19条 法第25条の規定による外国信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第20条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

- (1) 外国信書便事業者が当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。
- (2) 当該協定又は契約において信書の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。
- (3) 当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- (4) 法第3条第4号に規定する信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域が明確に定められているものであること。
- (5) 当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

### 第3章 特定信書便事業

#### 第1節 事業の許可

(趣旨)

第21条 法第29条の規定による特定信書便事業の許可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第22条 許可は、法第30条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。



(1) 信書便物の引受け及び配達の方法

提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書の秘密を保護するため適切なものであること。

(2) 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等

ア 提供区域又は区間及び信書便物の送達に用いる送達手段が、当該区域又は区間において信書便物の送達に用いる経路のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して当該送達に用いる送達手段で当該経路を移動した場合に通常要する時間が最も長い経路を道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して移動した場合に要する時間並びに信書便物の引受け及び区分に要する時間を勘案し、信書便物の差出しから3時間以内に送達するものとして適切なものであること。

イ 信書便物の送達が車両によって行われる場合は、事業計画が道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、同法第66条の2第1項に規定する過労運転及び同法第75条第1項第7号に規定する自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の防止の規定、同法第74条の3に規定する安全運転管理者による的確な業務の実施の規定その他の同法及び同法に基づく命令の規定を遵守して信書便物を送達するものとして適切なものであること。

(3) 事業収支見積り

第4条第4号によること。

(4) 信書便管理規程の概要

第4条第5号によること。

(5) 業務の一部の委託

第4条第6号によること。

(6) 他の一般信書便事業者等との協定又は契約

第4条第7号（イ（エ）を除く。）によること。

(7) 特定信書便役務の内容

提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第2条第7項各号の規定に適合すること。

(8) 行政庁の許可等

第4条第8号によること。

(9) 資金計画

第4条第9号によること。

(10) 国際信書便の役務

第4条第10号によること。

第2節 事業計画の変更の認可

(審査基準)

第23条 法第33条によって準用される法第12条第1項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第3節 事業の譲渡し及び譲受けの認可

(審査基準)

第24条 法第33条によって準用される法第13条第1項の認可については、事業の全部を対象とした譲渡し及び譲受けに限り本章第1節の規定を準用する。

第4節 法人の合併及び分割の認可

(審査基準)

第25条 法第33条によって準用される法第13条第2項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第5節 事業の相続の認可

(審査基準)

第26条 法第33条によって準用される法第14条第1項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第6節 信書便約款の認可・変更の認可

(審査基準)

第27条 法第33条によって準用される法第17条第1項の認可又は変更の認可については、第2章第7節(第12条第3号アを除く。)の規定を準用する。この場合において、第12条第5号は「送達日数が明確に定められていること。」と読み替えるものとする。

第7節 信書便管理規程の認可・変更の認可

(審査基準)

第28条 法第33条によって準用される法第22条第1項の認可又は変更の認可については、第2章第8節の規定を準用する。

第8節 信書便の業務の一部の委託の認可

(審査基準)

第29条 法第33条によって準用される法第23条第1項の認可については、第2章第9節の規定を準用する。

第9節 他の一般信書便事業者との協定等の認可

(審査基準)

第30条 法第33条によって準用される法第24条第1項の認可については、第2章第10節の規定を準用する。

第10節 外国信書便事業者との協定等の認可

(審査基準)

第31条 法第33条によって準用される法第25条の認可については、第2章第11節(第20条第5号を除く。)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月23日総務省訓令第28号)

この訓令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号に規定する規定の施行の日(平成18年6月1日)から施行する。